

区における障害を理由とする差別に関する相談について
(平成 31 年 4 月から令和元年 9 月)

1 練馬区に寄せられた相談件数 9 件

(内訳) 相談窓口 (※) の件数 1 件

相談窓口以外での件数 8 件

※相談窓口：障害者施策推進課、総合福祉事務所、保健相談所

2 不当な差別的取扱いに関する相談 1 件

- ・高次脳機能障害のある方が、クリニックにおいて、診察内容についての書面を求めたが拒否されたり、診察について、同伴者がいないと予約を受け付けないと言われたとの相談があった。クリニックに聞き取りを行ったところ、治療上必要な事項であるとのことであった。その旨を申し出者に説明し、了承いただいた。なお、クリニックが障害者差別解消法を理解していることについて確認をした。

3 合理的配慮の提供に関する相談 6 件

- ・車いす利用者から区立施設でのイベントに参加のため、車いすで和室を利用したいとの申し出があった。和室に毛布を敷き、車いすのまま入れるように配慮した。
- ・聴覚障害のある方から、セミナーの受講にあたり、要約筆記の希望があったため、要約筆記の手配を行い、セミナーに参加いただいた。
- ・聴覚障害の方から、講演会に手話通訳を希望するとの申し出があったため、手話通訳者を手配した。当日は手話が見やすい座席を確保し、受付に「サポートが必要な方はスタッフにお知らせください」という案内を掲示した。
- ・視覚障害のある方から、講演会に盲導犬を連れて参加したいとの申し出があった。案内する座席や配慮することなどを事前に電話で確認し、当日は、会場の席を確保し職員が案内した。
- ・聴覚障害のある方、視覚障害のある方、知的障害のある方から区立施設における説明会の参加に際し、配慮について申し出があったため、手話通訳の利用、声による情報だけでなく文字や映像での資料提供、資料の読み上げ録音データの提供、ルビ付き資料の提供を行った。

- ・イベントに視覚障害・発達障害のある方とその兄が参加した際、観劇中に視覚障害・発達障害のある方が大きな声を出し始めたため、退室された。
「ロビーでも楽しめるようモニターを設置してほしい」とのご意見をいただいたことから、次回はロビーでも音声付きでモニター鑑賞ができるよう対応していく。

4 環境の整備に関する相談 2件

- ・肢体不自由の方から、体育館において更衣室からプールまでの通路に手すりを設置してほしいとの相談を受け、転倒対策のため手すりを設置した。
- ・視覚障害のある方から、施設の外階段上に設置された点字ブロックが段差に近すぎると申し出があったため、既存のブロックの手前にも点字ブロックを設置した。